

桑名市人事サポートセンター事業委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和6年4月 桑名市市長公室 人事課

1. 業務名

桑名市人事サポートセンター事業委託

2. 業務の目的

桑名市(以下「本市」という。)では、社会環境が大きく変化する中、市民の多種多様なニーズに応え、市民サービスを持続的に提供していくには、限られた財源や資源を有効に活用するとともに既存事業の見直しや発想の転換などが必要となると考えている。

このため、市民サービスに直結しない人事、給与等の内部管理事務を集約し、令和3年10月から人事サポートセンターを設置して民間へのアウトソーシングを実施してきたが、現在の業務委託は、令和6年7月31日にて契約期間満了となる。

本業務では、これまでの運営業務において得た知識・ノウハウを引き継ぎ、活用した上で、より効率的かつ安定的な業務運営とともに、社会環境の変化に対応した主体的な業務運営を実施することで、課題解決のためのさらなる職員配置も可能とする組織力の向上を図り、市民サービスの充実に寄与することを目的とする。

3. 選定の方法

本業務は公募型プロポーザルにより優先交渉権者(以下「事業者」という。)を決定する。事業者は、『桑名市人事サポートセンター事業委託に係る公募型プロポーザル実施要領』、『桑名市人事サポートセンター事業委託仕様書』に基づき、本市が要求する機能を不足なく提供できるものとする。

4. 業務内容

(別紙1) 桑名市人事サポートセンター事業委託仕様書

(別紙2) 委託業務一覧

を参照

5. 履行期間

令和6年8月1日(予定) から 令和9年7月31日まで

6. 履行場所

桑名市役所、本市が指定する場所

7. 見積限度額(予定価格)

121,695,000円(消費税及び地方消費税を含む)

8. 委託料の支払

(1) 債務負担行為

本事業を安定的に遂行するためには、一定の契約期間を見据えた事業実施が必要であることから、令和6年度当初予算のほか、令和7年度から令和9年度の3カ年において債務負担行為を設定する。なお、各年度の支払額については、業務履行の検査内容等を踏まえつつ、本市と受託事業者で協議の上、契約時に定める。

ただし、各年度・期間の支払金額は下記上限金額を上限とする。

(下記上限金額には、消費税及び地方消費税を含む。)

| 年度・期間 | 上限金額 | 支払方法 |
|---------------|--------------|------|
| 令和6年8月～令和7年3月 | 27,043,000円 | 月払い |
| 令和7年4月～令和8年3月 | 40,565,000円 | |
| 令和8年4月～令和9年3月 | 40,565,000円 | |
| 令和9年4月～令和9年7月 | 13,522,000円 | |
| 総額 | 121,695,000円 | |

※委託料は提案内容を踏まえ本市と協議のうえ、契約により確定しますので、提案額がそのまま委託料になるものではありません。

(2) 支払方法

委託料については、受託事業者から業務完了の報告、成果品の提出を受けた後に、本市が必要な検査を行った上で当該検査を合格した場合において支払うものとする。

検査に合格した場合は、受託事業者は本市に対して完了した業務に対する事業費を請求し、本市は請求のあった日から30日以内に受託事業者に対してそれを支払うものとする。

(3) 追加費用等について

【法制度改正・システム化等の対応】

法改正による制度変更や、システム化の導入等による業務範囲の見直し、事務処理方法の変更、処理件数の増減などの変更が生じることは十分に想定される。このような場合においても、受託事業者は本業務の範囲内として、変更に対応して業務を行うこと。

ただし、これにより、大幅な業務フローの変更及び大幅な業務量の増減が生じると判断され、要員計画の見直し等が発生する場合については、本市と受託事業者で協議の上、受託事業者は本市に対応方法、スケジュール、費用等の提案を行うものとする。

【その他】

消費税等に変更があった場合は、変更額を加減した額を支払うものとする。

9. 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。満たしていない場合、事業者とならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 桑名市入札参加資格者名簿に登録されていること。
(参加届出までに登録申請がされており、その後登録が確認できれば可とする。)
- (4) 桑名市請負工事入札参加者指名停止基準(平成18年桑名市告示第159号)による入札資格停止期間中でないこと。
- (5) プライバシーマーク付与事業者、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価の認証取得事業者又はこれらと同程度の資格を有する事業者であること。
- (6) 桑名市暴力団排除条例(平成23年条例第13号)第2条(2)に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (7) 法人格を持っている団体であり、国税及び地方税を滞納していないこと。

10. スケジュール

本業務に係る契約候補者選定の主な日程は次のとおりとする。ただし、本市の都合により予定を変更する場合がある。

| | |
|------------------|---------------------|
| ・公募開始日 | 令和6年4月26日(金) |
| ・質問受付期限 | 令和6年5月9日(木) |
| ・質問回答期限 | 令和6年5月15日(水) |
| ・参加申出書提出期限 | 令和6年5月17日(金) |
| ・参加資格審査結果通知 | 令和6年5月20日(月) |
| ・企画提案書提出期限 | 令和6年5月24日(金) |
| ・選定審査(プレゼンテーション) | 令和6年5月31日(金) |
| ・審査委員会開催 | 令和6年5月31日(金) |
| ・審査結果公表 | 選定審査実施から、1週間以内に結果通知 |

11. 審査方法及び審査基準

(1) 選定方法

- ・事業者の選定は、審査委員会を設置し、同委員会が企画提案書等の提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を評価基準に基づき審査し、最高得点者を

優先交渉権者として選定する。なお、審査委員の持ち点を合計した点数の6割を最低基準点とし、最低基準点に満たない場合には選外とする。

・審査は非公開とする。

(2) 選定審査（プレゼンテーション）の実施

①実施日時

・令和6年5月31日（金）（予定）

※詳細については後日実通知する。

②実施時間

・1事業者につき25分（プレゼンテーション15分以内、質疑応答10分）とする。

③実施方法

・オンライン（ZOOM）

④その他

・プレゼンテーションは本業務に直接携わる予定の担当者が行うこととする。

・プレゼンテーションは非公開とする。

(3) 評価基準及び配点

・（別紙3）評価基準表及び配点 を参照

(4) 候補者選定

・審査結果は、令和6年6月上旬に文書で結果を通知し、桑名市ホームページ上で優先交渉権者を公表する。（選定の理由、選考結果に対する問い合わせ、異議には応じない。）

・優先交渉権者と契約締結協議を行うものとするが、協議が整わなかった場合は、次点の者と契約締結協議を行う。

12. 質問受付について

(1) 下記フォームより提出すること。電話や口頭での質問は受け付けない。

<https://logoform.jp/form/XAEm/557364>

(2) 質問受付期限

令和6年5月9日（木）午後5時までとし、期限以降は受け付けない。

(3) 質問に対する回答

令和6年5月15日（水）までに、桑名市公式ホームページで公開する。

ただし、個人が特定できる情報を表示しないよう、質問の主旨を変えない範囲で編集することがある。

<http://kuwana.cms8341.jp/cms8341/jinji/shisei.jouhou/jinji/puropo.html>

13. 参加申請

本プロポーザルに参加を希望する者は、本実施要領等の関係書類を十分に理解したうえで、次のとおり参加の申請を行うこと。

(1) 提出書類

- ①業務実績書（様式1）
- ②プライバシーマーク登録証等、「9.参加資格(5)」で示した保有資格証の写し
- ③事業者の概要がわかる資料（企業パンフレット、冊子等も可）
- ④提出時点で桑名市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者は、入札参加資格審査申請書の写し等、登録申請手続きが完了していることを証する書類（該当者のみ）

(2) 提出期限

令和6年5月17日（金）午後5時とし、期限以降は受け付けない。

(3) 提出方法

下記フォームより提出すること。

<https://logoform.jp/form/XAEm/557302>

(4) 申請内容について審査を行い、令和6年5月20日(月)に結果を通知する。

14. 企画提案書

本プロポーザルに参加を希望する者は、本募集要項等の関係書類を十分に理解したうえで、次のとおり企画提案書等を提出すること。

その際には、提案事業者の商号又は名称、代表者氏名などを推定できるような記述は可能な限り控えること。

(1) 作成要領

- ①様式は任意とするが、**別紙3で示す評価項目を審査の基準とすることから、必ず評価項目を見出しで明示**した上で、各項目について記載すること。
※別紙3で示す評価項目番号「③現場人員体制」から「⑩導入効果」までを見出しで明示すること。
- ②提案書は、表紙及び目次を除き、A4換算で20ページ以内の構成とし、ページ番号を附番すること。
- ③提案書の記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対する配慮に心掛けること。
- ④使用する言語は日本語（ただし、専門用語は除く）とし、通貨の単位は日本国通貨とする。
- ⑤PDF形式で提出すること。

(2) 提出期限

令和6年5月24日（金）午後5時とし、期限以降は受け付けない。

(3) 提出方法

下記フォームより提出すること。

<https://logoform.jp/form/XAEm/557295>

15. 企画提案参加資格の取消し

次のいずれかの事由に該当した場合は、本プロポーザル参加資格を取消し、提出された提案書等は無効とする。

- (1) 参加申出に係る書類を提出以降契約締結までに、本実施要領による参加資格要件を満たさないこととなった場合。
- (2) 見積書額が提案上限額を超えている場合。
- (3) 提出書類に記載された内容が虚偽であった場合。
- (4) 上記各号に該当するほか、著しく信義に反するものと認められる場合。

16. 留意事項・その他

- (1) 提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は認めない。
- (2) 本プロポーザルに係る費用は、すべて事業者の負担とする。
- (3) 提出書類の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて本市から疑義事項の照会を行うことがある。
- (4) 提出書類の著作権は、事業者に帰属する。ただし、選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 原則、提出書類は選定以外の目的には使用しないが、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、桑名市情報公開条例（平成29年桑名市条例第1号）に基づき、公開することがある。
- (6) 参加申請に係る書類を提出した後に辞退を希望する場合は、参加辞退を下記フォームから申し込むものとする。

<https://logoform.jp/form/XAEm/557415>

なお、辞退により今後の不利益な取り扱いを受けることはない。

17. 欠格事項

以下に該当する場合は欠格とする。

- (1) 応募に際して談合等の不正行為を行ったもの。
- (2) 本市があらかじめ指示した事項に違反したもの。

18. その他

応募に係る一切の経費は事業者の負担とする。

19. 問合せ先・担当

桑名市役所 市長公室 人事課 伊藤一

〒511-8601 桑名市中央町二丁目37番地

電話：0594-24-1126 FAX：0594-24-1268

E-mail：jinjim@city.kuwana.lg.jp